

[第1章]

日本の通商政策の  
推移と  
国際通商秩序の  
揺らぎ

日本は、なぜ、国内の反対が強かったTPP交渉に参加する政治的決断を行い、厳しい交渉を経て妥結させ、米国が離脱した後に残された11ヶ国をまとめ、CPTPPを実現したのか。高いレベルのルールと市場アクセスを内容とするCPTPPを主導した日本は、国際情勢の変化とともに自由貿易体制が変容を迫られる中、どのような課題に直面しているのか。

---

## 自由貿易体制の停滞と 初期の日本のFTAの限界

---

第二次世界大戦後の自由貿易体制は、1930年代の保護主義の蔓延が大戦の一因となったとの反省を踏まえて構築された。1948年に発効した関税及び貿易に関する一般協定(GATT)は、最恵国待遇・内国民待遇を大原則とし、計8回の多角的交渉を経て、関税を相当程度削減するとともに貿易関連ルールを整備した。1945年に40～50%であった先進国の平均関税率は3%前後にまで引き下げられた。日本は、1955年にGATTに加盟し、貿易拡大を通じて高度経済成長を実現したが、米国はこれに対し保護主義的な圧力を強めた。しかし、GATTは紛争処理手続における迅速性・実効性を欠いていたため、その枠外で一方的措置によって紛争解決を図る動きが多発した。

1995年1月に発足したWTOの最大の眼目は、紛争処理手続の抜本的強化だった。全会一致で反対しない限り決定・採択される方式の導入、WTO紛争処理解決手続によらない一方的措置発動の禁止、手続の迅速化・円滑化、パネル(小委員会)報告の法解釈について再審査を行う常設の上級委員会の設置により、その実効性が高められた<sup>1</sup>。

しかし、この自由貿易体制は、WTOドーハ・ラウンド以降、停滞を深め始めた。交渉開始から20年以上が経過した現在でも、貿易円滑化協定(TFA)の妥結などの一部を除いて、交渉は膠着状態に陥っている。この他、成果が上がっているのはドーハ・ラウンドの枠外で、政府調達協定改正(2014)や情報技術協定(ITA)改定

(2015) など、WTO 全加盟国ではなく締約国を対象とするプल्ली協定である。

WTO 交渉の停滞を受けて増加したのが、2カ国以上の国・地域が相互に関税その他の貿易制限的措置を一定の期間内に撤廃・削減することを定めた自由貿易協定 (FTA) であった。1990年以前は、世界の FTA は約20件にとどまっていたが、1990年代の10年間に約60件増加し、現在、世界には約380の FTA・経済連携協定 (EPA) が存在している<sup>2</sup>。

東アジアは、1990年代末まで、ASEAN 自由貿易地域 (AFTA) を除き FTA 空白地帯だった。この地域では、特にプラザ合意以降、無条件の最恵国待遇を原則とする多角的自由貿易体制の下で貿易・投資の域内依存度が高まり、高成長が持続していたため、域外差別的な制度による経済統合は否定的に捉えられていた。しかし、1980年代後半以降、欧州や北米における制度的な経済統合への動きが高まり、これが APEC によっても WTO の発足によっても減速しなかったこと、アジア通貨危機を経てアジアの成長ダイナミズムへの自信が揺らいだことなどから、アジア諸国は世界の地域統合の流れから取り残されることへの危機感を強めた。1998年の日韓 FTA<sup>3</sup> の研究開始以降、様々な二国間 FTA が一挙に広がっていった<sup>4</sup>。

日本では、農業について WTO 以外の場で自由化交渉が行われることへの強い懸念があり、FTA については当初研究を行うにとどまっていた。しかし、WTO を補完する政策の選択肢を確保する観点から、農業への影響が実質的に懸念されないシンガポールとの FTA 交渉を2000年に開始し<sup>5</sup>、2002年に日本・シンガポール新時代経済連携協定を発効させた。

WTO ドーハ・ラウンドが膠着状態に陥ってからは、例外なき関税撤廃という高い目標を掲げる二国間の自由貿易協定 (FTA) 締結が活発化した。これを先導したのがニュージーランドとシンガポールであり、両国の FTA (2001年) や両国にチリとブルネイを加えた P4 協定 (2006年) が締結され、これをベースとした環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定が検討されるようになった<sup>6</sup>。

これに対し、日本は、ASEAN諸国やメキシコ、チリとのFTAを締結したが、競争力の弱い分野の関税撤廃・引下げの余地が限定的であるため、交渉上の立場に制約があり、高いレベルの関税撤廃やルールの合意を盛り込めなかった。また、日本の競争力の弱い分野に強い関心を持つ国々との交渉には、なかなか踏み込めず、交渉を開始しても難航した。このため、FTAでカバーされる貿易量<sup>7</sup>は、2014年に初めて20%を越えるなど、2010年代前半まで低い水準にとどまっていた<sup>8</sup>。FTAの遅れを指摘する声が上がった<sup>9</sup>が、各省の縦割りを超えた調整は行われなかった<sup>10</sup>。

---

## FTA交渉を加速した日本： 第二次安倍政権のリーダーシップ

---

WTOドーハ・ラウンドが停滞した要因の一つとして、中国が、先進国市場へのアクセスを享受し急速に成長し競争力を高めたにもかかわらず、途上国としての立場を強調し、ただ乗りのまま、先進諸国と歩調を合わせて自由化に取り組もうとしなかったことが挙げられる。中国のこのような交渉姿勢を乗り越えて貿易自由化を進めるためには、まず中国が参加していないところで高いレベルのルールを作り、そのルールにコミットしている国や地域の市場が十分に大きいので中国も参加するインセンティブを持つ、参加のために必要な国内制度改革をしなければ経済的な損失になる、というレバレッジを作ることが必要になる<sup>11</sup>。これが、TPPの通商戦略上の意義だった。

TPP交渉への参加の検討は、民主党政権下で開始され、野田政権で参加検討のための情報収集が始まった<sup>12</sup>が、これまでのFTA・EPAとは質的に異なる、高いレベルの市場アクセスを求めるTPP交渉に対しては、国内に強い反対があり、調整は難航を極めた。TPP交渉への参加、そして交渉妥結を実現したのは、第二次安倍政権である。日本の狙いは、TPPに参加することで、競争力の弱い分野への支援を輸入障壁に依存するという日本の国内問題を克服すると

もに、対中レバレッジを獲得し、一石二鳥でグローバルな通商交渉の停滞を打破することだった<sup>13</sup>。

2013年3月15日、TPP交渉への参加を表明した安倍首相(当時)は、米国とともに新たな経済秩序の形成を主導し、「自由、民主主義、基本的人権、法の支配といった普遍的価値を共有する国々[中略]と共に、アジア太平洋地域における新たなルールをつくり上げていく」ことで、日本の利益をもたらすだけでなく「世界に繁栄をもたらす」と表明した<sup>14</sup>。政府は、交渉参加に当たり、縦割りを克服し統一的な交渉方針を機動的に形成できるよう、国内調整と一体化された官邸主導の交渉体制を確立した<sup>15</sup>。

日本は2013年7月から交渉に参加し、2015年10月に交渉全体が妥結し、2016年2月には12か国がTPP協定に署名した。しかし、2016年11月8日に行われた米国大統領選挙を制したのは、就任次第TPPから離脱すると公約していたトランプ候補だった。当時、日本国内では、TPPの承認案と関連法案の国会審議の最中であった。安倍首相は、直ちに動いた。11月10日、当選直後のトランプ次期大統領に電話で祝意を伝え、リマで開催されるAPEC首脳会議に向かう途上の11月17日、ニューヨークで就任前の次期大統領との異例の会談を実現させ、TPPの戦略的意義を説明した。次期大統領の翻意は得られなかったが、後のTPP11推進の素地となった。その直後、リマでは、TPP各国首脳に国内手続の遂行を呼びかけた。12月9日に国会の承認を得ると、安倍首相は、翌年1月中旬の外遊で、豪州のターンブル首相、ベトナムのフック首相に、米国の参加が得られなくともTPPを成立させることを提案し、合意を取り付けた。日本は、トランプ政権発足直前の1月20日に、国内手続の完了を寄託国ニュージーランドに通報し、最初のTPP協定締結国となった。それは、「TPPは死なせない」という日本の意思を示すものだった。一方、トランプ米国新大統領は、就任後初めて執務室に入った1月23日、TPPからの離脱を指示する覚書に署名し、1月30日、米国は正式にTPPから離脱した。日本は、その後のTPP11の交渉を一貫して主導し、2018年3月8日にCPTPP署名に導いた。シンガポールの交渉官は「日本は米国の言いなりだとずっと思っていたが、そうではないことがわかった」<sup>16</sup>と述べ、米国からは「日本は米国の市場アクセスが欲しいだけだと思っていたが、米国が離脱しても

CPTPPを実現したのを見て、日本は本当に自由貿易の推進にコミットしているのだと理解した」との声が上がった<sup>17</sup>。

日本が、TPP交渉に臨むにあたってそれまでの対応からは想像できないような変革に踏み切った背景には、通商国家としての発展を支えたWTOにおいてドーハ・ラウンドが停滞すると共にこれを補完する自らのFTAも停滞していること、中国がWTO加盟後に経済的に躍進したにもかかわらず、国家資本主義的な政策を強化し、これを制約するルールのアップデートに消極的であることに何らの効果的な対処ができないことへの強い閉塞感と危機感があった。そして、日本にとってTPPが、通商協定の一つであるにとどまらず、台頭する中国に対し各国と協調して向き合うという大きな戦略的意義を持ったことが、米国の離脱に直面してもこれを実現させるというその不屈の取り組みを支えた。

第2次安倍政権は、CPTPP以外にも、FTA・EPAを次々に実現した。第一に、二国間では、TPP交渉中に日豪経済連携協定を妥結させ、これがTPP交渉の局面打開に寄与した。停滞していた日EU・EPA交渉については、2017年以降加速させ、同年12月に妥結させた。2019年には、TPPから離脱した米国との日米貿易協定、日米デジタル貿易協定を締結した。第二に、アジア太平洋において中国と戦略的競争関係にある米国に配慮しつつ、地域的な包括的経済連携(RCEP)によって、ASEAN+3に豪州、ニュージーランド、インド(19年11月に離脱)をつなげる役割を担った。FTAでカバーされる貿易量は2021年3月時点署名済みで8割を超え<sup>18</sup>、日本のFTA締結の遅れが克服された。

---

## WTOの弱体化

---

一方、自由貿易体制の基盤であるWTOは、大きな課題を抱えている。

第一に、立法機能が停滞している。WTOには現在、164カ国・地域が加盟しており、多様な国々が異なる利害を持つ中、ドーハ・ラウンドの妥結には全会一致が必要であるため、その進展が期待できない状態になっている。他方、この状況を打開するため、有志国がルール作りを議論するJoint Statement Initiative (JSI)の動き<sup>19</sup>が出ており、2021年12月には、サービス貿易に関する国内規制の透明性を高める等の規律に67カ国・地域が合意した<sup>20</sup>。ただ、このような動きに対しては、インド、南アフリカを中心に一部の新興国などから反発がある。また、ウクライナに侵略したロシアに対する反発は、WTOにおける議論をさらに停滞させている<sup>21</sup>。

第二に、紛争解決手続の機能不全である。米国は、補助金協定上の公的機関の認定に関する上級委員会の判断は「中国の非市場経済的な慣習を擁護するもの<sup>22</sup>」であると強く反発し、上級委員会は、条文の過大な拡大解釈（司法積極主義）の結果、条文を超えたルールの司法的創造（“overreach”）を行なっているとしてこれを批判し、2017年夏以降委員の選任・任期更新にことごとく反対してきた。このため、2019年12月以降、個別案件を審議する部会（3名の上級委員が必要）を構成できず、同委員会は機能を停止している。この間、これを悪用し、空席の上級委員会に上訴して紛争処理手続を事実上止める、いわゆる空上訴（“appeal into the void”）案件が増加し、無期限に解決されない紛争が増加しつつある。

第三に、米中対立が、貿易紛争の域に止まらず、覇権競争に先鋭化し、米中それぞれが安全保障上の理由による一方的措置を多用するようになったことである。米国通商法301条措置とその報復、輸出・投資管理の強化、米国の域外適用に対し中国による報復を可能にする制度の導入などの動きが見られる。しかしながら、WTOの安全保障例外（GATT21条）の援用は、ロシア・貨物通過事件（DS512）パネル報告（2019年4月）<sup>23</sup>の解釈を前提とすれば、同条各号に規定される状況下に限られる。加えて、安全保障例外の発動は、各加盟国の完全な自己判断に基づく裁量に委ねられるのではなく、パネルにより事後的にGATT21条の規定への適合性を審査される。各国が安全保障を理由に導入している措置は必ずしも同条が規定する狭い特定の状況に限定されるものではなく、WTOが規定する貿易・資本移動の無差別・自由化原則に反する可能性がある。

このような安全保障例外の解釈を巡る不透明性は、WTOに止まらず、経済連携協定・投資協定でも同様の状況にある。このため、上記のような安全保障を理由とした貿易・資本移動の制限は、これらの貿易・投資規律にも適合しない可能性がある。

第四に、上記の他にも、立法当初の想定を超えて中国が国家主義的な政策を強化する中で、補助金ルール空洞化が深刻化している。現在のWTO補助金規律は、輸出補助金・ローカルコンテンツ補助金を除き、市場における損害発生の有無を基準にして相殺の可否を判断する構造になっている。このため、米国が懸念する軍民融合の先端技術開発に対する研究開発支援、過剰生産設備を産む「ゾンビ企業」の存続に対する支援などを、その影響が市場において顕在化しない限り、規律することはできない。また、資金的貢献の存在を前提にしているので、規制上の優遇による支援については規律対象外になっている。加えて、国有企業による補助金その他の支援を直接規律できる局面は限定的である。また、透明性の欠如も深刻であり、WTOへの通報制度も実質的に空洞化している。

---

## 経済安全保障と サプライチェーンの再構築

---

2018年以降米国は、中国の軍民融合戦略を念頭に、技術流出防止や米国内情報通信インフラの信頼性確保を目的とする各種貿易投資規制を次々に導入し、同盟国に協調を呼びかけた。この動きは超党派の支持によるもので、バイデン政権においても一貫している。

これに対し、中国では、国内の巨大市場の優位性を基礎として国内外の循環を相互に促進させる「双循環<sup>24</sup>」の考え方が示された。2020年4月の習主席談話<sup>25</sup>は、国内循環の円滑化により世界中の資源が引きつけられる「引力場」の形成を促し、「切り札的」（中国語：「杀手锏」）技術を鍛え、国際的な産業チェーンを中国に強く依存させ（中国語：「拉緊」）、外部からの産業チェーンの断絶に対して「強

力な反撃力と抑止力を構築する」との方針を示した。国内市場を成長の基礎とし、先端技術の優位性を追求し、他国の中国に対する技術依存度を高めることで、サプライチェーンの断絶を抑止するという考え方である。中国は、この方針に基づき、外国法の域外適用に對抗する法令の導入や産業政策の強化を進めた。

より直接的に通商秩序に打撃を与えているのが、経済的手段を武器化して相手国・地域に特定の行動（経済政策に限らず）を選択するよう圧力をかける「経済的威圧」の動きである。例えば、2020年、中国が豪州産の大麦、ワイン、肉・乳製品、生鮮魚介類、丸太、木材、石炭、綿花に対し、次々と市場アクセス制限措置を導入したことは、豪州が新型コロナウイルスの発生源を巡り中国に独立調査を求めたことに対する報復措置の一環と受け止められている。米国は、先述の中国の双循環の取組が、このような経済的威圧の基盤を強化するものと警戒している<sup>26</sup>。

2021年3月、日米豪印首脳会合は、共同声明<sup>27</sup>で「我々は、自由で開かれ、包摂的で健全であり、民主的価値に支えられ、威圧によって制約されることのない地域のために尽力する」として、経済的威圧に協調して立ち向かう姿勢を示した（下線筆者）。IPEFがサプライチェーンの強靱化を重要な要素としているのは、同志国間の協力によって経済的威圧に備える狙いがある。2022年5月11日に成立した経済安全保障推進法におけるサプライチェーンの強靱化、基幹インフラが提供するサービスの安定確保は、経済的威圧を受けても耐えられる強靱性を備えることを目的としている。これにより、経済的威圧に対する抑止力（効果が薄く、無駄だと思わせる拒否的抑止）を高め、予防的に回避する効果が期待される。

2018年以降激化した米中対立は、すでにサプライチェーンの再構築を余儀なくしていたが、COVID-19によって導入されたロックダウンや移動制限に伴う原材料供給、生産、流通の停滞、そしてマスク、ワクチン、医薬品、医療機器など感染対策に不可欠な物資の輸出制限により、サプライチェーンの脆弱性が一層意識されるようになった。不可欠な医療物資以外にも、コロナ禍によるデジタル機器需要の高まり等を受けて、半導体やレアアースなどのグローバルな供給網に対する地政学リスクがさらに強く意識されるようになって

た。米国では、2021年2月の大統領令14017号<sup>28</sup>で指示した重要品目・分野のサプライチェーンの評価の結果報告<sup>29</sup>を受けて、重要品目の国内生産・研究開発や同盟国・友好国からの調達の一環として“friendshoring”が<sup>30</sup>進められている。このような経済安全保障の視点が各国の政策に浸透する中で、企業の経営判断としても、リスク管理を重視しサプライチェーンの強靭性を高めるため、原料調達先や生産拠点をリスクの低いと見られる国々に移し、または分散させるなど、世界の貿易・投資の流れが変わりつつある。このような現状について、価値を共有し、信頼できる同志国だけで自由貿易を深化させる「信頼ある自由貿易 (free trade with trust)」体制に既に移行している<sup>31</sup>との見方がある。ロシアのウクライナ侵略に伴う経済制裁や物流の遮断は、世界のサプライチェーンにさらなる打撃を与えている。

---

## デジタル・ルール形成の動き

---

国際通商システムが揺らぐ中、デジタル分野では新たなルール形成の動きが見られる。経済連携協定の中に電子商取引章を設ける動きは、豪シンガポールFTA（2003年2月署名）以降、広く見られるようになってきている。

特にTPPは、いわゆる電子商取引の「TPP3原則」とされる、①「事業実施のための国境を越える情報移転の自由の確保」（データの自由流通）、②「サーバー等コンピュータ関連設備の自国内設置要求の禁止」（データ・ローカライゼーション要求の禁止）、③「ソースコードの開示・移転要求の禁止」を規定し、CPTPPに引き継がれた。これらの規律に対しては、一定の条件の下での公共政策による例外のほか、CPTPPの一般的な安全保障例外（29章）が適用される。

日米デジタル貿易協定では、ソースコードの開示・移転要求の禁止の対象に「ソースコードにおいて表現されるアルゴリズム」が追加され、日英EPAでは、暗号製品等の暗号開示の要求又は特定の

暗号の使用要求をしてはならないとする「暗号法を使用する商業用の情報通信技術製品」条項も規定されるなど、よりレベルの高いルールが導入されるようになっている。

これに対し、RCEPの電子商取引章では、TPP3原則のうち、①データの自由流通（12.15条）、②データ・ローカライゼーション要求の禁止（12.14条）は規定されたが、③ソースコードの開示・移転要求の禁止は入らなかった。また、RCEPの12.14条3項、12.15条3項の安全保障例外規定は、ある締約国によるこれら例外の援用を「他の締約国は争ってはならない」としており、同章違反を紛争解決手続に付託することができない（12.17条3項）こととされている。

TPP3原則をグローバルにどこまで共有できるかの試金石として注目されるのが、WTOの有志国による電子商取引交渉、「電子商取引に関する共同イニシアティブ」<sup>32</sup>である。2017年12月の第11回WTO閣僚会議で検討が始まり、2019年1月、加盟76カ国が合意して交渉が本格化した。現在86カ国が参加し、米国・EU・中国が一堂に会する世界最大のデジタル貿易ルール交渉である。日本、豪州、シンガポールが共同議長を務め、既に、8つの条文（①オンラインの消費者保護、②電子署名及び電子認証、③要求されていない商業上の電子メッセージ、④政府の公開されたデータ、⑤電子契約、⑥透明性、⑦ペーパーレス貿易、⑧開かれたインターネット・アクセス）に合意し、TPP3原則に関わる越境データ流通、データローカライゼーション、ソースコード等の分野について条文提案を統合した。参加国は、多国間での電子商取引に関税を賦課しない「モラトリアム」の継続を支持しており、その恒久化が今後の課題だ。2022年末までに大多数の論点で収れんさせることを目指している<sup>33</sup>。

シンガポール、チリおよびニュージーランドによるデジタル経済パートナーシップ協定(Digital Economic Partnership Agreement(DEPA))は、デジタル分野に特化した協定であり、中国、韓国、カナダが加入を申請した。同協定は、サービス分野のFTAに「相当な範囲の分野」(substantial sectoral coverage)を対象とすることを求めるGATS第5条との整合性の観点からか、TPP3原則に関わる規定では“shall”ではなく“affirm their level of commitments”という文言を用い、ANNEX Iで明記するとおり、法的拘束力のある規定となっていない。他方、

デジタルID、フィンテック協力、電子決済の促進、人工知能の信頼構築、デジタル包摂性など既存の協定にはない新しい協力の要素が盛り込まれている。

他にも、豪・シンガポールDEA、韓・シンガポールDEAなど、アジア太平洋地域でデジタル・ルール形成の動きが相次いでいる。IPEFにおいてもデジタル・ルール策定が検討されている（第2章）。

なお、デジタル化が生活のあらゆる側面に及ぶようになり、各国が重視する価値の問題との関わりが生じるルールについては、国内法制の構造の違いもあり、共通化がより困難になる。

米欧でプライバシー保護についてのアプローチが異なることはその最たるものである。プライバシーを基本的人権と位置付けるEUは、TPP三原則のうちデータの自由な流通を貿易協定に盛り込まない姿勢を堅持している。しかし、民主主義の価値観や原則を共有している以上は、相違を乗り越えて協力する方法が見出せると考えられる。米欧が個人データへの政府アクセスの問題についてデータ・プライバシー枠組（Trans-Atlantic Data Privacy Framework）に原則として合意できたことは、明るい材料である。経済協力開発機構（OECD）のデジタル経済政策委員会は、民間部門が保有する個人データへの政府アクセスについて、法執行と国家安全保障の必要と個人の権利の保護を調和させるため、ハイレベルの原則または政策ガイダンスを定める可能性について検討作業を行っており、そこに含みうるものとして、①政府が個人データへのアクセスを強制できる法的根拠、②アクセスが正当な目的を満たし、必要かつ比例的な方法で実行されるという要件、③透明性、④政府のアクセスに対する承認と制約、⑤機密性・完全性・可用性のセーフガードを含む取得した個人データの取り扱いに関する制限、⑥独立した監視、⑦効果的な救済に関するセーフガードの7項目を挙げている<sup>34</sup>。より多くの国々の参加を得るため、民主主義の価値を持ち出さずに、デュエプロセスの要素を確保するアプローチをとっているものとみられる。制度のアプローチが大きく異なる米欧がバイの枠組に原則合意したことで、OECDにおける議論が加速されることが期待され、OECDで原則が確立されれば、今後の通商協定におけるデジタル・ルールをアップデートする基礎になり得る。

これに対し、権威主義国家のデジタルガバナンスは、統制強化の手段となっており、偽情報の流布や監視技術の悪用にどのような基準で対応するのかなど、民主主義的価値を共有するかどうかにより、受け入れられるルールが全く異なることが想定される。例えば、中国は、2021年11月の共産党歴史決議の中で、インターネットは「イデオロギー闘争の中心地であり、主戦場であり、最前線である」との認識を述べ、党中央が「ネット世論にしっかり対応しなければ長期政権は実現しないと明確に指摘した」ことを受けて、「インターネットに対する指導体制と管理体制を整備し、法に基づくネットワーク管理を堅持し、クリーンなネットワーク空間を築き上げた」としている。

---

## 相次ぐ新規CPTPP加入申請

CPTPPには、2021年2月にEUを離脱し新たな通商関係の構築を進める英国が加入申請し、同年6月に交渉を開始した。さらに、同年9月には中国と台湾、12月にはエクアドルがそれぞれ加入を申請するなど、CPTPPへの各国・地域の関心が高まっている（表①「CPTPPへの加入申請状況」）。

相次ぐ新規CPTPP加入申請に日本はどう臨むべきなのか。また、より根本的な問いとして、通商秩序の再構築に向けて、日本はどのように取り組むべきか。

この問いを念頭に、第2章では米国の動向を概観する。

**表① CPTPPへの加入申請状況** (日本経済研究センター試算)

|             |                        |
|-------------|------------------------|
| 2021年 2月 1日 | 英国がCPTPPへの加入を正式に申請     |
| 2021年 6月 2日 | CPTPP締約国が英国の加入手続き開始を決定 |
| 2021年 9月16日 | 中国がCPTPPへの加入を正式に申請     |
| 2021年 9月23日 | 台湾がCPTPPへの加入を正式に申請     |
| 2021年12月17日 | エクアドルがCPTPPへの加入を正式に申請  |

1. 経済産業省『令和元年版通商白書～自由貿易に迫る危機と新たな国際秩序構築の必要性～』「第2章 自由貿易に迫る危機と新たな国際秩序の重要性」2019年<<https://www.meti.go.jp/report/tshuku2019/2019honbun/i2210000.html>>
2. 日本貿易振興機構 (JETRO) 「FTAの潮流と日本」 <<https://www.jetro.go.jp/theme/wto-fta/basic.html>>
3. 日韓FTA交渉は、2003年12月に開始したが、2004年11月の交渉会合を最後に中断している。外務省「日韓経済連携協定について 経緯と現状」2009年8月。<[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j\\_korea/index.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_korea/index.html)>
4. 2000年代初頭に至る東アジアにおける経済統合の生成の経緯については、宗像直子「第5章 日本のFTA戦略」添谷芳秀・田所昌幸 編『日本の東アジア構想』慶應義塾大学出版会、2004年、Naoko Munakata, Transforming East Asia: The Evolution of Regional Economic Integration, Brookings Institution Press, 2006.
5. シンガポールとのFTA交渉は、シンガポール政府から提案されたが、当初日本国内には、自由港であるシンガポールとFTAを結んでも実益がないという議論があった。これに対し、シンガポールは、物にとどまらず、人、資金、情報などについて国境を越えた流れを促進する新しい要素を幅広く議論でき、日本にとって最初のFTAの相手国としてまさに適切だという考え方で、国内の慎重論が克服されていった。名称中の「新時代」はこの考え方を示している。シンガポールとの交渉開始に至る日本の通商政策の転換については、宗像直子「第6章 日本の地域経済統合政策の生成」宗像直子編『日中関係の転機』東洋経済新報社、2001年、寺田貴『東アジアとアジア太平洋』東京大学出版会、2013年、75-77頁。
6. New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, “From the CEP to CPTPP: Singapore and New Zealand have a close, collaborative relationship based on shared history and interests” <<https://www.mfat.govt.nz/en/trade/free-trade-agreements/free-trade-agreements-in-force/nz-singapore-closer-economic-partnership/from-the-cep-to-cptpp/>>
7. 全貿易額に占めるFTA/EPA 署名・発効済国との貿易額の割合。
8. 経済産業省『平成24年版通商白書』2012年。  
経済産業省『平成27年版通商白書』2015年。
9. 経済産業省『平成24年版通商白書』2012年。
10. 寺田貴「TPP・通商 世界でも有数のFTA

- 国家に」アジア・パシフィック・イニシアティブ『検証 安倍政権 – 保守とリアリズムの政治』文春新書、2022年、195頁、203頁。
11. 吉岡桂子「TPPの元交渉担当者に聞く（上）」朝日デジタル、2020年12月15日〈<https://www.asahi.com/articles/ASNDD4TWKND4ULZU00Z.html>〉
  12. 今井和昌「環太平洋パートナーシップ協定とアジア太平洋秩序のゆくえ – TPP交渉開始から国会承認までを振り返って―」〈[https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou\\_chousa/backnumber/2017pdf/20170301023.pdf](https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou_chousa/backnumber/2017pdf/20170301023.pdf)〉
  13. 前掲、吉岡（2020年）。
  14. 首相官邸「TPP（環太平洋パートナーシップ）協定交渉への参加」〈<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/tpp2013.html>〉
  15. 前掲、寺田（2022年）205頁。
  16. 同上、218頁。
  17. 宗像直子、当時の米国交渉官からの聞き取り、2022年5月9日。
  18. 経済産業省『令和3年版 通商白書』「第4節経済連携協定」2021年、3頁〈<https://www.meti.go.jp/report/tshuhaku2021/pdf/03-01-04.pdf>〉
  19. WTO, "Joint initiatives" 〈[https://www.wto.org/english/tratop\\_e/jsi\\_e/jsi\\_e.htm](https://www.wto.org/english/tratop_e/jsi_e/jsi_e.htm)〉
  20. WTO, "Negotiations on services domestic regulation conclude successfully in Geneva," December 2, 2021 〈[https://www.wto.org/english/news\\_e/news21\\_e/jssdr\\_02dec21\\_e.htm](https://www.wto.org/english/news_e/news21_e/jssdr_02dec21_e.htm)〉
  21. Sarah Anne Aarup, "WTO faces 'slow motion train wreck' amid Ukraine war chaos," POLITICO, April 6, 2022 〈<https://www.politico.eu/article/wto-faces-slow-motion-train-wreck-amid-ukraine-war-chaos/>〉
  22. Office of the United States Trade Representative (January 26, 2022).
  23. WTO Panel Report. Russia – Measures concerning Traffic in Transit, WT/DS512/R (Apr. 5, 2019). 川瀬剛志「ロシア・貨物通過事件パネル報告書–米国・232条紛争の行方とWTO体制への影響–」RIETI Special Report, 2019年4月9日 〈[https://www.rieti.go.jp/jp/special/special\\_report/104.html](https://www.rieti.go.jp/jp/special/special_report/104.html)〉
  24. 「中共中央政治局常务委员会召开会议习近平主持」2020年5月14日 〈[http://www.xinhuanet.com/politics/leaders/2020-05/14/c\\_1125986000.htm](http://www.xinhuanet.com/politics/leaders/2020-05/14/c_1125986000.htm)〉
  25. 習近平主席「国家中長期經濟發展戰略の若干の重大な問題」（2020年4月10日中央財經委員会第7回会議での講話。10月30日に党機関誌（求是）に掲載）〈[http://www.qstheory.cn/dukan/qs/2020-10/31/c\\_1126680390.htm](http://www.qstheory.cn/dukan/qs/2020-10/31/c_1126680390.htm)〉

- 
26. U.S. Department of State, “The Administration’s Approach to the People’s Republic of China,” May 26, 2022 <<https://www.state.gov/the-administrations-approach-to-the-peoples-republic-of-china/>>
  27. 「日米豪印首脳共同声明:「日米豪印の精神」(仮訳)」 <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100159229.pdf>>
  28. The White House, “Executive Order on America’s Supply Chains,” February 24, 2021 <<https://www.whitehouse.gov/briefing-room/presidential-actions/2021/02/24/executive-order-on-americas-supply-chains/>>
  29. The White House, “Building Resilient Supply Chains, Revitalizing American Manufacturing, and Fostering Broad-Based Growth 100-Day Reviews under Executive Order 14017,” June 2021 <<https://www.whitehouse.gov/wp-content/uploads/2021/06/100-day-supply-chain-review-report.pdf>>
  30. US Treasury Secretary Janet L. Yellen, Special address on the future of the global economy and US economic leadership, April 13, 2022 <<https://www.atlanticcouncil.org/event/special-address-by-us-treasury-secretary-janet-l-yellen/>>
  31. 津上俊哉「経済安保論が招きかねない「自由貿易体制」の崩壊」『外交』Vol.70、2021年、26頁。
  32. WTO, “Joint Initiative on E-commerce” <[https://www.wto.org/english/tratop\\_e/ecom\\_e/joint\\_statement\\_e.htm](https://www.wto.org/english/tratop_e/ecom_e/joint_statement_e.htm)>
  33. 経済産業省「WTO電子商取引交渉の共同議長国閣僚声明を発表しました」2021年12月14日 <<https://www.meti.go.jp/press/2021/12/20211214001/20211214001.html>>  
経済産業省「WTO電子商取引交渉 共同議長国閣僚声明について」2021年12月14日 <<https://www.meti.go.jp/speeches/danwa/2021/20211214.html>>
  34. Government access to personal data held by the private sector: Statement by the OECD Committee on Digital Economy Policy, December 2020 <<https://www.oecd.org/sti/ieconomy/trusted-government-access-personal-data-private-sector.htm>>
  35. 「中共中央关于党的百年奋斗重大成就和历史经验的决议(全文)」2021年11月16日 <[http://www.gov.cn/zhengce/2021-11/16/content\\_5651269.htm](http://www.gov.cn/zhengce/2021-11/16/content_5651269.htm)> 日本語訳は以下を参照 <<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOCB179AI0X11C21A1000000/>>